

所得控除 (申告書の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」及び「4 所得から差し引かれる金額」に記入)

所得控除の種類	所得控除の要件 (内容) 及び必要書類	控除額
社会保険料控除	本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族の社会保険料を支払った場合 ○領収書・証明書等が必要 (国民年金・国民年金基金は証明書)	支払額の合計額 ※配偶者等の特別徴収(年金天引きにより納付した)分は除く
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金・確定拠出年金加入者掛金・心身障害者扶養共済掛金等 ○証明書等が必要	支払額の合計額
生命保険料控除	本人又は配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険料を支払った場合 ○証明書が必要	(支払った各保険料) 12,000円以下 …………… 支払った保険料の金額 12,001円~32,000円 …… 支払った保険料×1/2+6,000円 32,001円~56,000円 …… 支払った保険料×1/4+14,000円 56,001円~ …………… 一律28,000円 (支払った各保険料) 15,000円以下 …………… 支払った保険料の金額 15,001円~40,000円 …… 支払った保険料×1/2+7,500円 40,001円~70,000円 …… 支払った保険料×1/4+17,500円 70,001円~ …………… 一律35,000円
地震保険料控除	本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族の地震保険料を支払った場合 ○証明書が必要	新契約(平成24年1月1日以後に締結した一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料)の場合 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料及び個人年金保険料)の場合 一般生命保険料と個人年金保険料に関して新契約と旧契約の両方に加入している場合 一般生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除の合計適用限度額 …………… 70,000円
配偶者控除・配偶者特別控除	右表のとおり ※納税義務者本人の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。 (i)老人控除対象配偶者…昭和29年1月1日以前に生まれた人(70歳以上)	配偶者の前年の合計所得金額 900万円以下 900万円超 950万円超 1,000万円以下 配偶者控除 48万円以下 33万円 22万円 11万円 老人控除対象配偶者(i) 38万円 26万円 13万円 配偶者特別控除 48万円超100万円以下 33万円 22万円 11万円 100万円超105万円以下 31万円 21万円 11万円 105万円超110万円以下 26万円 18万円 9万円 110万円超115万円以下 21万円 14万円 7万円 115万円超120万円以下 16万円 11万円 6万円 120万円超125万円以下 11万円 8万円 4万円 125万円超130万円以下 6万円 4万円 2万円 130万円超133万円以下 3万円 2万円 1万円 133万円超 0円 0円 0円
扶養控除	本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が48万円以下の扶養親族 (配偶者及び事業専従者を除く) がある場合 ○扶養控除の該当者の中で同居していない扶養親族がいる人は、申告書裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」の欄にも氏名・住所・個人番号を記入してください。 ○扶養の判断日は令和5年12月31日です。 16歳未満の扶養親族 (控除対象外) ※上記の条件等は同じです。	一般 [平成17年1月2日~平成20年1月1日生まれの人 (16歳以上19歳未満) 及び昭和29年1月2日~平成13年1月1日生まれの人 (23歳以上70歳未満)] …… 33万円 特定 [平成13年1月2日~平成17年1月1日生まれの人 (19歳以上23歳未満)] …… 45万円 老人 [昭和29年1月1日以前に生まれた人 (70歳以上)] …… 38万円 同居老親等 (老人扶養親族のうち、本人又は配偶者の直系尊属で、本人又は配偶者のいずれかと同居を常況としている人) …… 45万円 平成20年1月2日以後生まれの人は、扶養控除の対象になりませんが、市・県民税の非課税基準額算出などに必要ですので、氏名等を記入してください。
基礎控除	右表のとおり	合計所得金額 2,400万円以下 43万円 2,400万円超~2,450万円以下 29万円 2,450万円超~2,500万円以下 15万円 2,500万円超 適用なし
雑損控除	本人又は前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする配偶者やその他の親族が災害又は盗難などにより損害を受けた場合 ○領収書・り災証明書等が必要	次のいずれか多い金額 1 (損失額-保険等により補てんされた額) - (総所得金額等×10%) 2 災害関連支出-5万円
医療費控除	1. 医療費控除 本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支払った場合 (控除限度額200万円) ○医療費控除の明細書が必要 2. 医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制) 一定の取組を行った上で本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族のスイッチOTC医薬品購入費を支払った場合 (控除限度額88,000円) ○一定の取組を行った証明書及びセルフメディケーション税制の明細書が必要	支払った医療費の総額 - 保険金等補てん額 - 「10万円」と「総所得金額等×5%」の少ない方の金額 スイッチOTC医薬品購入費の総額 - 保険金等補てん額 - 12,000円

記入例

令和6年度 市・県民税(住民税)申告書 [兼国民健康保険税]

(あて先) 諏訪市長

住所 諏訪市 高島一丁目22番30号

氏名 諏訪 太郎

生年月日 34年3月4日生

職業 本人

令和6年3月1日提出

○令和5年中に収入のなかった方は口にチェックし、裏面17の該当欄に記入してください。 令和5年中収入なし ←

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

所得控除の種類	所得控除の要件 (内容) 及び必要書類	控除額
社会保険料控除	国民健康保険 180,000円 国民年金 67,100円 介護保険 8,240円 合計 255,340円	180,000円
生命保険料控除	新生命保険料の計 140,292円 旧生命保険料の計 120,000円 介護医療保険料の計 18,950円 地震保険料の計 7,500円 旧長期損害保険料の計 34,000円	140,292円
地震保険料控除	平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約の保険料 (旧長期損害保険料) のみの場合 5,000円以下 …… 支払った保険料の金額 5,001円~15,000円 …… 支払った保険料×1/2+2,500円 15,001円~ …… 一律10,000円	10,000円
配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の前年の合計所得金額 900万円以下 900万円超 950万円超 1,000万円以下	11万円
扶養控除	本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が48万円以下の扶養親族 (配偶者及び事業専従者を除く) がある場合	33万円
基礎控除	合計所得金額 2,400万円以下 43万円 2,400万円超~2,450万円以下 29万円 2,450万円超~2,500万円以下 15万円 2,500万円超 適用なし	43万円
雑損控除	本人又は前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする配偶者やその他の親族が災害又は盗難などにより損害を受けた場合	0円
医療費控除	支払った医療費の総額 - 保険金等補てん額 - 「10万円」と「総所得金額等×5%」の少ない方の金額	11,304円

収入のない人の申告書の書き方

- 申告書表面の「 令和5年中収入なし」にチェックを記入してください。
- 申告書裏面の16「令和5年中に収入がなかった方の記載欄」の該当する事項に、その状況を詳しく記入してください。遺族年金・障害年金・老齢福祉年金等の非課税所得がある人は、該当する項目を○で囲み、収入金額を記入してください。

住所・氏名

住所・氏名・フリガナ・個人番号・生年月日・電話番号・世帯主の氏名・続柄をすべて記入してください。
住所・氏名等の申告書の印刷内容に変更があれば線を引いて訂正してください。

所得金額 (申告書の「1 収入金額等」及び「2 所得金額」に記入)

所得の種類	内 容	備 考
事業所得	製造業・飲食業・サービス業・医師・外交員・作家等	申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」の欄に記入し、収支内訳書を添付してください。
農業所得	農産物の生産・家畜の飼育等	
不動産所得	地代・家賃等	
利子所得	預貯金の利子等	所得税が源泉徴収されたものは原則として申告は不要です。
配当所得	株式の配当金等 (出資配当)	詳細についてはお尋ねください。
雑所得	俸給・給料・賃金・賞与など (パート・アルバイトを含む)	源泉徴収票のない人は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」の欄に記入してください。
公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金など ※遺族年金・障害年金などは、非課税所得のため記入は不要です。	
雑所得	原稿料・講演料・太陽光発電による売電収入等	申告書裏面の「8 雑所得 (公的年金等以外) に関する事項」欄に記入し、証明書等を添付
総合譲渡	車両・機械・営業権など、不動産、株式等以外の資産の譲渡 保有期間5年以内 …… 短期 5年超 …… 長期	申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入し、証明書等を添付 ※特別控除は最高50万円
一時所得	生命保険の一時金・満期返戻金等	

〔給与所得の速算表〕

給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得の金額
550,999円まで	0円
551,000円~1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000円~1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円~1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円~1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円~1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円~1,799,999円	B×2.4+100,000円
1,800,000円~3,599,999円	B×2.8-80,000円
3,600,000円~6,599,999円	B×3.2+440,000円
6,600,000円~8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上	A - 1,950,000円

〔公的年金等に係る雑所得の速算表〕 小数点以下は切り捨て

受給者の年齢	公的年金等の収入額の合計額(a)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 1,000万円以下
65歳未満の人 (昭和34年1月2日以後生まれ)	600,000円まで 600,001円 ~ 1,299,999円 1,300,000円 ~ 4,099,999円	0円 a - 600,000円 a × 0.75 - 275,000円
65歳以上の人 (昭和34年1月1日以前生まれ)	1,100,000円まで 1,100,001円 ~ 3,299,999円 3,300,000円 ~ 4,099,999円	0円 a - 1,100,000円 a × 0.75 - 275,000円
年齢不問	4,100,000円 ~ 7,699,999円 7,700,000円 ~ 9,999,999円	a × 0.85 - 685,000円 a × 0.95 - 1,455,000円

所得金額調整控除

給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額の両方があり、その金額の合計額が10万円を超える場合、給与所得控除後の給与等の金額から控除されます。

控除額
(給与所得控除後の給与等の金額 (上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (上限10万円)) - 10万円

税額から差し引かれる金額

控除項目	内 容	備 考
寄附金	都道府県・市区町村、長野県共同募金会、日本赤十字社長野県支部、長野県・諏訪市の条例で指定した団体等 に対して支出した寄附金	寄附金の領収書を添付してください。

※ふるさと納税により、市・県民税から控除を受けるためには確定申告を行う必要があります。(ただし、ワンストップ特例制度を受ける場合は、申告は不要です。)